

社会医療法人創和会しげい病院 訪問リハビリテーション事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人創和会が開設する指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーション事業所(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士が、要支援状態又は要介護状態にあり、医師が訪問リハビリテーションの必要を認めた要支援者又は要介護者に対し、適正な訪問リハビリテーションリハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、利用者さまの心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅において理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。
2. 事業所の指定介護予防訪問リハビリテーションの従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚士その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上を図る。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4. 事業所は、自らその提供する訪問介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
5. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 社会医療法人創和会
しげい病院訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
2. 所在地 倉敷市幸町2番30号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 医師1名(常勤職員、社会医療法人創和会しげい病院の常勤医師との兼務)
医師は(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成するに当たって必要な診療等を行う。
2. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士1名以上(常勤職員・兼務)
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

3. 事務職員 1 名(常勤職員、兼務)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

2. 営業時間 月、火、水、木、金曜日 9:00 から 17:00 までとする。

(利用料その他の費用等)

第6条 指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

1. 規定する通常の事業の実施地域以外の地域において事業を行う場合の交通費として、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

① 自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 キロメートルごとに 250 円。

2. 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、同意を受けることとする。

3. キャンセル料金

イ) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに当事業所へ連絡するものとする。

ロ) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、以下のキャンセル料金を利用者より徴収するものとする。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は徴収しないものとする。

キャンセル料は、利用者負担の支払いの額によるものとする。

キャンセル料	サービス利用前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要
	サービス利用当日のご連絡の場合	ご利用負担額の 100%

4. サービス利用料金の支払い

イ) 利用者は要介護度に応じて第 2 条に定めるサービスを受け、定所の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分)を事業者を支払うものとする。

ロ) 前項の他、契約者はおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用については利用者側の負担とする。

ハ) 契約者は、サービス利用料金を口座振替や利用料支払い窓口で事業者が指定する方法により支払うものとする。

ニ) 事業者は、前項の催告をしたときは介護支援専門員と協議し、利用者さまの日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請する。

ホ) 事業者は利用者が滞納額の支払いをされなかった場合は、社会医療法人創和会しげい病院未収金管理規定に基づき必要な措置を行うものいたします。

(通常の事業の実施地域)

第 7 条 通常の事業の実施地域は、倉敷市の区域とする。但し水島・玉島・児島・船穂・真備を除く。

(事故発生時の対応)

第 8 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要に応じ市町村に報告し必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第 9 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(事業者の債務不履行を事由とする契約解除)

第 10 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

1. 事業者もしくはサービス従事者が不当な理由なく本契約に定める訪問リハビリテーションサービスを実施しない場合。
2. 事業者もしくはサービス従事者が第 9 条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者もしくは、サービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
5. 事業者が破産した場合。

(事業者からの契約解除)

第 11 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大事情を生じさせた場合。
2. 契約者による、第 6 条第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅滞し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
3. 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為やカスタマーハラスメントを行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
4. 感染・災害予防などの安全衛生を害する行動をとった場合

(記録の整備)

第 12 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
2. 虐待防止のための指針の整備。
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
2. 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第 16 条 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。またカスタマーハラスメントなど業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第17条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条

1. 事業所は、全ての訪問リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - イ) 採用時研修 採用後1年以内
 - ロ) 継続研修 月1回
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人創和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する

平成19年7月1日より一部変更

平成20年3月1日より一部変更

平成27年4月1日より一部変更

平成27年8月1日より一部変更

平成28年4月1日より一部変更

平成30年4月1日より一部変更

令和3年4月1日より一部変更

令和6年4月1日より一部変更(法人名変更、身体拘束事項追加)